

令和7年第5回
箕面市農業委員会総会会議録

令和7年5月19日（月）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和7年5月19日(月)
午後1時30分から午後2時00分まで

2. 出席委員(20名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	加藤 博一	5 番	岡沢 聡	6 番	稲野 実
7 番	釋 巖	8 番	東浦 有治	9 番	長澤 均
11 番	藤井 照三	12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美
14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男
17 番	長澤 陽子	18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明
20 番	西田 清明	21 番	中井 博幸		

3. 欠席委員(1名)

10 番 生田 梨恵

4. 会議録署名委員

4 番 加藤 博一 5 番 岡沢 聡

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	橋本 英樹	室長補佐	中村 健
主 任	辻岡 昌樹		野村 健太		美谷 一哉

6. 議事日程

第 12 号 議 案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件

第 13 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件

第 14 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件

報 告 第 28 号 専決処理の報告の件

(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)

報 告 第 29 号 専決処理の報告の件

(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)

報 告 第 30 号 専決処理の報告の件

(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)

報 告 第 31 号 専決処理の報告の件

(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)

報 告 第 32 号 専決処理の報告の件

(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)

報 告 第 33 号 農地等状況報告の件

令和7年第5回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議 長 それでは、ただ今から、令和7年第5回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 着座にて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事 務 局 希望者はございません。
- 議 長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事 務 局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、生田委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議 長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは、4番 加藤委員、5番 岡沢委員にお願いします。
- それでは、案件に入ります。
- 日程第2、第12号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 ただいま議題となりました第12号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

譲受人は、

氏、譲渡人は、
氏、転用目的は、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、街区の面積に占める宅地の面積割合が40パーセントを超えていることから第3種農地となっています。

以上、第12号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、藤井委員より調査内容の報告をお願いいたします。

藤井委員 第12号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[redacted]の北西約[redacted]メートルに位置する農地です。

議受人の[]が、譲渡人の[]氏から申請
地を譲り受け、[]として整備されようとするものです。

周辺の状況は、東側・南側は[REDACTED]で、北側・西側は[REDACTED]となっており、雨水は自然浸透式となっています。

また、近隣耕作者及び水利組合の同意書を提出しており、転用による周囲の農業経営への影響はなく問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
----	--------------------------

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員	異議なし。
-------	-------

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第３、第１３号議案及び日程第４、第１４号議案は、いずれも生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となります。

それでは日程第3、第13号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第13号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。
買取り申出する土地は、外院■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■面積は■■■■■平方メートルです。
主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。
申出事由は故障、申出事由が生じた日は、■■■■■でございます。
以上、第13号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、森田委員より調査内容の報告をお願いいたします。

森田委員 第13号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、■■■■■の南西約■■■■■メートルに位置する農地です。
申出人の■■■■■氏は、■■■■■に農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。
生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で体調を崩されるまでは、農地として管理をされていたことを確認しました。
証明書の発行には問題はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。
次に、日程第4、第14号議案を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第14号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

買取り申出する土地は、西小路■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は故障、申出事由が生じた日は、■■■■で、市民農園閉園に伴う2回目の申請でございます。

生産緑地買取申し出に必要な主たる従事者証明では、従来、申し出事由が生じてからの手続きとなりますが、市民農園を開設している場合については、閉園について、一定の告知期間が必要なことから、所有者の不利益にならないように、同じ従事者の申し出事由により、2回まで申請できる、箕面市生産緑地の買取りの申出に関する要綱に基づく案件となります。

以上、第14号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、植山委員 に調査内容の報告をお願いいたします。

植山委員

第14号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の北西約■■■メートルに位置する農地です。

申出人の■■■■氏は、■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

申請地は、生産緑地台帳において、■■■■氏が、農業の主たる従事者で、また、昨年末ごろまで、特定農地貸付けとして市民農園を開設されていたことを確認しています。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に報告案件に移ります。

報告第28号から報告第32号の5件の質疑につきましては、後ほど一括し

て行います。

日程第5、報告第28号から日程第9、報告第32号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは日程第5、報告第28号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第28号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は、桜[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

届出人は、[]、[]氏、持ち分[]、他[]名、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年4月3日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第28号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

報告第28号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の西約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

届出人は、[]氏、他[]名で、このたび、[]を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東西南北とも[]となっており、雨水は既存の側溝に放流するため、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第29号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第29号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、小野原東[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]、[]氏、転用目的は、[]

以上、報告第29号のご説明といたします。

本件につきまして、稲野委員に調査内容の報告をお願いします。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

以上、報告第30号のご説明といたします。

本件につきまして、森田委員に調査内容の報告をお願いします。

届出人は、[REDACTED]氏で、届出地においては、以前から[REDACTED]として使用され

ており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、このたび、[]として始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第8、報告第31号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第31号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、桜[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は、[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年4月10日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第31号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

報告第31号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する土地です。

届出人は、[]氏で、届出地においては、昭和60年頃から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、このたび、[]を整備するため、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、[]に囲まれており問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第9、報告第32号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第32号につきまして、ご説明申し上げます。

議 長

これをもちまして令和7年第5回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時00分)

上記は、令和7年第5回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稲垣 恵一

署名委員 加藤 博一

署名委員 岡澤 聡

